

事務連絡  
平成25年6月14日

地方厚生（支）局医療課  
都道府県民生主管部（局）  
国民健康保険主管課（部）  
都道府県後期高齢者医療主管部（局）  
後期高齢者医療主管課（部）

御中

厚生労働省保険局医療課

疑義解釈資料の送付について（その14）

「診療報酬の算定方法の一部を改正する件」（平成24年厚生労働省告示第76号）等については、「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」（平成24年3月5日保医発0305第1号）等により、平成24年4月1日より実施することとしているところであるが、今般、その取扱いに係る疑義照会資料を別添のとおり取りまとめたので、参考までに送付いたします。

## 医科診療報酬点数表関係

### 【入院基本料】

(問1) 「基本診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱い（平成24年3月5日保医発0305第2号）」別添6の別紙5「看護要員（看護職員及び看護補助者をいう）の配置状況（例）」の1一般病棟及び2療養病棟に「※夜勤時間帯の中で申し送りに要した時間（24時から24時30分又は23時から23時30分）は申し送った従事者の夜勤時間には含めない。」とあるが、日勤帯についても同様の取扱いと理解してよろしいか。

(答) そのとおり。

(問2) 第2部入院料等の第1節入院基本料に掲げるA101療養病棟入院基本料及びA109有床診療所療養病床入院基本料を算定している患者に対する気管切開術後のカテーテル交換並びにこれらに伴い使用する薬剤及び特定保険医療材料の費用については、基本診療料に含まれる簡単な処置に該当するため、当該入院基本料に含まれると理解してよろしいか。

(答) よろしい。

### 【入院基本料等加算】

(問3) 患者サポート体制充実加算の施設基準には、

- ・当該保険医療機関内に患者等からの疾病に関する医学的な質問並びに生活上及び入院上の不安等、様々な相談に対応する窓口を設置していること。
- ・当該窓口は専任の医師、看護師、薬剤師、社会福祉士又はその他医療有資格者等が当該保険医療機関の標榜時間内において常時1名以上配置されており、患者等からの相談に対して相談内容に応じた適切な職種が対応できる体制をとっている必要がある。

とあるが、相談窓口には医師や看護師等の専任の職員を配置せずに、単に事務員等が担当者へ取り次いでいる場合は、施設基準を満たすこととなるのか。

(答) 満たさない。

【医学管理等】

(問4) B001の15慢性維持透析患者外来医学管理料については、留意事項通知の(1)に、「安定した状態にある慢性維持透析患者について、特定の検査結果に基づいて計画的な治療管理を行った場合に、月1回に限り算定し…」とあるが、診療録に特定の検査結果及び計画的な治療管理の要点を記載するという理解でよろしいか。

(答) よろしい。

(問5) B001-5手術後医学管理料の注5に「第1章第2部第3節に掲げる特定入院料又は区分番号D027に掲げる基本的検体検査判断料を算定している患者については算定しない。」と示されているが、当該管理料を算定した後、月の途中で特定入院料又は基本的検体検査判断料を算定する場合であっても、同一月に同時には当該管理料を算定できないという理解でよろしいか。

(答) そのとおり。

(問6) B009診療情報提供料(I)は、紹介元医療機関への受診行動を伴わない患者紹介の返事について、照会先医療機関が算定できるか。

(答) 算定できない。

## 【在宅医療】

(問7) C004救急搬送診療料の留意事項通知に「入院患者を他の保険医療機関に搬送した場合は、入院基本料を算定した日には救急搬送診療料を算定できない。」と示されているが、「入院基本料」には、第2部入院料等の第3節特定入院料は含まれるのか。

(答) 含まれない。ただし、次の特定入院料については、救急搬送診療料が当該入院料に含まれるため、算定できない。

A306 特殊疾患入院医療管理料

A307 小児入院医療管理料

A309 特殊疾患病棟入院料

A310 緩和ケア病棟入院料

A311 精神科救急入院料

A311-2 精神科急性期治療病棟入院料

A311-3 精神科救急・合併症入院料

A311-4 児童・思春期精神科入院医療管理料

A312 精神療養病棟入院料

A314 認知症治療病棟入院料

## 【検査】

(問8) 第4部画像診断の通則3「時間外緊急院内画像診断加算」及び第9部処置の通則5「休日加算、時間外加算及び深夜加算」の時間外等の取扱いについては、A000初診料の時間外加算等における定義と同様であると示されているが、第3部検査の第1款検体検査実施料の通則1「時間外緊急院内検査加算」の取扱いについても、A000初診料の時間外加算等の定義と同様と解してよいか。

(答) そのとおり。

(問9) サリドマイド製剤またはレナリドミド製剤を投与する場合であって、添付文書上の記載に基づき、D008の15ヒト絨毛性ゴナドトロピン(HCG)半定量、ヒト絨毛性ゴナドトロピン(HCG)定量又はヒト絨毛性ゴナドトロピン-βサブユニット(HCG-β)を算定できるか。

(答) D008の15ヒト絨毛性ゴナドトロピン(HCG)半定量又はヒト絨毛性ゴナドトロピン(HCG)定量に限り算定できる。

【ヘリコバクター・ピロリ除菌治療】

(問10) 平成25年2月21日付医療課長通知の「7 診療報酬明細書への記載について」の(1)において、「内視鏡検査等で確定診断した際の所見・結果を診療報酬明細書の摘要欄に記載すること」とされているが、「傷病名」欄から胃潰瘍、十二指腸潰瘍又は胃炎と判断できる場合には、胃潰瘍、十二指腸潰瘍又は胃炎と確定診断した内視鏡検査又は造影検査(胃潰瘍又は十二指腸潰瘍に限る。)の実施日を記載することでもよいか。

(答) 差支えない。